

株式の分割に関する基準日設定公告

2021年3月16日

株主各位

大阪市中央区瓦町三丁目5番7号  
株式会社アドバンスクリエイト  
代表取締役 濱田 佳治

当社は2021年3月16日開催の取締役会において、2021年4月1日（木曜日）付をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2021年3月31日（水曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年4月1日（木曜日）付をもって、当社定款第6条を変更し、42,000,000株増加して84,000,000株といたします。

以上

---

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2021年4月下旬にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
2. 2021年4月1日（木曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-782-031